

## 出雲市定住自立圏形成方針（平成23年12月変更）

～子どもたちや若者が夢と希望を持てる「五つ星の出雲市」をめざして～

出雲市は、旧出雲市の出雲地域と旧1市5町の平田地域、佐田地域、多伎地域、湖陵地域、大社地域及び斐川地域で形成する「出雲市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

### （目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った出雲市において、それぞれの地域が持つ多彩な特性の集約とネットワークを促進することにより、お互いの機能分担の下、お互いを支えあい、補完しあう体制を確立し、地域社会の全体のクオリティを上げ、高品質の「出雲」を創出していく真のブランド化を図ることにより、市民が郷土に自信と誇りを持てる魅力あふれる自立した圏域を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （圏域）

第2条 この方針に基づき、住民が定住するための必要な生活機能の確保及び自立するための経済基盤の整備を行う区域（以下「圏域」という。）は、出雲市の区域とする。

### （基本方針）

第3条 第1条の目的を達成するために、出雲地域及び旧1市5町の各地域は、次に掲げる政策分野において、地域の特性に応じた相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

### （取組事項）

第4条 前条の基本方針に従い、相互に役割を分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野

#### ア 医療

##### (ア) 地域医療体制の充実

###### a 取組内容

中核的な医療機能を有する公的2病院（島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院をいう。以下同じ。）並びに休日や平日夜間の一次救急医療の提供を行う出雲休日・夜間診療所、医師会等について、設備や機能を充実させ、平田地域にある出雲市立総合医療センターなど周辺地域の病院・診療所との連携を推進し、圏域内で完結する地域医療体制の充実を図る。

また、公的病院の連携により、過疎地等での医療を受け持つ市立診療所の運

営体制や機能の充実を図る。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、公的2病院がそれぞれ地域がん診療連携拠点病院、総合周産期母子医療センター、救命救急センターとして機能し、かつ、その他高度先進的な専門医療や二次救急医療を提供するとともに、出雲休日・夜間診療所等において、休日や平日夜間の一次救急医療を提供する。
- (b) 平田地域及び斐川地域においては、出雲市立総合医療センターを地域の拠点として、それぞれの診療所等と出雲地域の公的2病院の連携体制を構築するとともに、在宅当番医による夜間の一次救急医療を提供する。
- (c) 佐田地域及び大社地域においては、それぞれの診療所等と出雲地域の公的2病院の連携体制を構築するとともに、在宅当番医による夜間の一次救急医療を提供する。
- (d) 多伎地域及び湖陵地域においては、それぞれ民間医療機関と出雲地域の公的2病院の連携体制を構築するとともに、在宅当番医による夜間の一次救急医療を提供する。

イ 福祉

(7) 高齢者福祉の推進

a 取組内容

高齢化の進展に伴い、地域社会の一員として「住みなれた地域で暮らし続けたい」という高齢者の希望を重視し、地域で支え合う、住民主体の「共に生き、共に支える社会」の実現に向けて、生活・介護支援、相談窓口の充実、交流などの取組を進める。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、出雲高齢者あんしん支援センター、出雲市社会福祉協議会、NPO、大学等との連携を深めながら、施策の重点的な研究、検討及び推進を図る。  
また、介護サービス等を提供する様々な団体とのネットワーク化により、介護サービスの質的向上、高齢者の社会参加、総合相談窓口の充実を図る。
- (b) 平田地域においては、出雲市健康福祉拠点施設の活用により、介護予防事業の推進や平田高齢者あんしん支援センター、民生委員、地区社会福祉協議会、高齢者クラブ等との連携を進め、支援体制の充実を図る。
- (c) 斐川地域においては、まめなが一番館や各地区公民館の活用により、介護予防事業の推進や斐川高齢者あんしん支援センター、民生委員、地区社会福祉協議会、高齢者クラブ等との連携を進め、支援体制の充実を図る。
- (d) 出雲地域、平田地域、斐川地域以外の地域においては、佐田・多伎・湖陵・大社高齢者あんしん支援センター、民生委員、地区社会福祉協議会、高齢者

クラブ等との連携を深め、支援体制の充実を図る。

(イ) 障がい者福祉サービスの充実

a 取組内容

障がい者が地域で暮らしていくうえで自立した生活を支援するため、身近な場所で様々な相談や情報提供ができる相談支援体制の強化・充実により、障がい者本人、家族及び介護者が安心して暮らしていけるための支援を図る。また、障がい者自立支援協議会において、相談支援体制をはじめ地域の抱える課題解決へアプローチを行い、利用者主体の質の高い障がい者福祉サービス提供体制の整備を進め、障がい者を地域全体で支えるソーシャル・サポート・ネットワークシステムの実現を図る。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、委託指定相談支援事業所の多くが集まっていることから、これらと指定相談支援事業所、福祉サービス提供事業所等との連携を深め、安心できる地域生活を保証していくためのきめ細やかな支援体制の充実を図る。

また、障がい者自立支援協議会の取組により、地域課題の改善を図り、地域の支援体制を強化していく。

(b) 出雲地域以外の地域においては、地域にある委託指定相談支援事業所及び指定相談支援事業所において、出雲地域内の委託指定相談支援事業所との連携を密にし、福祉サービス提供事業所と協働して支援体制の充実を図る。

また、各地域の課題の解決を図るため、障がい者自立支援協議会への情報提供体制を強化していく。

(ウ) 子育て支援体制の充実

a 取組内容

保育所と幼稚園、小学校、中学校、関係機関が相互に連携をとり、一人ひとりの子どもの育ちを総合的・継続的に支援する体制づくりを推進する。また、家庭・学校・地域・関係機関等地域社会の構成員がお互いに関心を持ち、子どもの幸せを第一に考えた社会の仕組みづくりを進める。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、子育て支援センターを中心として子育て等の情報発信に努めるとともに、子育てサークル等への支援を行う。また、ファミリーサポートセンター事業については、出雲地域のみならず、他地域の会員の拡大に努める。さらに、保育所では待機児童が発生しないよう、受入枠の増加を図るほか、休日保育等の充実を図る。

(b) 平田地域においては、子育て支援センターを中心として子育て等の情報発信に努めるとともに、子育てサークル等への支援を行う。また、ファミリーサポートセンター事業については、平田地域のみならず、他地域の会員の拡

大に努める。さらに、保育所では待機児童が発生しないよう、受入枠の増加を図るほか、休日保育等の充実を図る。

- (c) 斐川地域においては、子育て支援センターを中心として子育て等の情報発信や相談などの子育て支援を行う。また、ファミリーサポートセンター事業については、斐川地域のみならず、他地域の会員の拡大に努める。さらに、保育所では待機児童が発生しないよう、受入枠の増加を図るほか、子育て支援体制の充実を図る。
- (d) 出雲地域、平田地域、斐川地域以外の地域においては、子育て支援センターについて、保育所との接点や出雲地域、平田地域及び斐川地域の子育て支援センターとの連絡・連携を強化する。また、保育所では待機児童が発生しないよう受入枠の増加を図り、子育て支援体制の充実を図る。

## ウ 教育

### (7) 不登校に対する支援体制の充実・強化

#### a 取組内容

不登校やひきこもりがちな児童生徒の支援体制を充実・強化し、児童生徒の実態に応じた教育支援を実施する。

#### b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、不登校対策の専門機関である適応指導教室をすずらん教室に設置しており、家庭にひきこもりがちな児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を図るとともに、光人塾、コスモス教室、不登校対策指導員との連携を図る。
- (b) 平田地域においては、不登校対策の専門機関である適応指導教室を光人塾に設置しており、家庭にひきこもりがちな児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を図るとともに、すずらん教室、コスモス教室、不登校対策指導員との連携を図る。
- (c) 斐川地域においては、不登校対策の専門機関である適応指導教室をコスモス教室に設置しており、家庭にひきこもりがちな児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を図るとともに、すずらん教室、光人塾、不登校対策指導員との連携を図る。
- (d) 出雲地域、平田地域、斐川地域以外の地域においては、各適応指導教室及び不登校対策指導員が相互に連携し、不登校児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を図る。

### (i) 出雲科学館における理科学習の充実

#### a 取組内容

出雲科学館において、高度な器具、機材を用いた体験、実験学習の実施や、島根大学医学部、島根県立大学等との連携事業の実施などにより理科学習の更

なる充実を図り、創造性豊かな人材の育成に努める。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、理科学習施設としての出雲科学館を圏域内の児童生徒や市民が活用することはもとより、科学館の充実した学習設備を活用し、教員のための教材研究、開発及び研修を推進して科学教育の指導体制の確立を図る。

(b) 出雲地域以外の地域においては、出雲科学館と各地域の学校が連携をとりながら、各小中学校の児童生徒が専用バスの送迎により出雲科学館を利用し、更なる理科学習の充実を図る。

(7) 青少年の健全育成

a 取組内容

青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できる環境づくりを行うため、家庭、学校、地域及び行政が一体となり青少年の健全育成を推進し、各地域の地区青少年ネットワークの充実や子ども会活動の活性化に取り組む。また、国が制定した「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者育成支援の総合的推進を図るとともに、困難を抱える子ども・若者の支援を強化するため、関係機関・団体の参画による「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置するほか、総合相談窓口として「出雲市子ども・若者支援センター」を設置する。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、各地区青少年育成協議会の活動を支援し、地域における見守り活動など、地域社会が一体となった青少年健全育成活動の取組を支援する。また、勤労青少年の活動の場である「出雲勤労青少年ホーム」の環境整備・充実を図る。さらに、困難を抱える子ども・若者の総合相談窓口として「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、関係機関との連携を図りながら出雲市における子ども・若者支援の中心的役割を担う。

(b) 平田地域においては、各地区青少年育成協議会の活動を支援し、地域における見守り活動など、地域社会が一体となった青少年健全育成活動の取組を支援する。また、勤労青少年の活動の場である「平田勤労青少年ホーム」の環境整備・充実を図る。さらに、困難を抱える子ども・若者を支援していくため、「出雲市子ども・若者支援センター」を活用し、有効な支援につなげていく。

(c) 出雲地域及び平田地域以外の地域においては、各地区青少年育成協議会の活動を支援し、地域における見守り活動など、地域社会が一体となった青少年健全育成活動の取組を支援する。また、困難を抱える子ども・若者を支援していくため、「出雲市子ども・若者支援センター」を活用し、有効な支援につなげていく。

(e) 芸術文化の振興

a 取組内容

市民一人ひとりが身近に芸術文化に触れ、親しむことができる環境を安定的・恒常的に確保することに努め、「豊かな芸術文化資産を通じてのブランド確立」、「芸術文化活動の担い手育成」、「市民・文化団体、民間団体、行政等による共働の拡充・推進」の3つの視点を持って芸術文化振興施策の展開を図る。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、出雲市民会館を中心に、年間を通じて国内外の優れた芸術作品やアーティストの招聘、芸術文化の様々な催しを開催し、市民参加と圏域全体の活力につながるような取組を進める。また、出雲芸術アカデミーを開設し、音楽芸術を通じて子どもたちの創造性と感性を高め、豊かな心を育むとともに、広く市民の音楽活動への参加を促進する活動を推進する。
- (b) 出雲地域以外の地域においては、出雲神楽や地歌舞伎など地域で受け継がれてきた伝統芸能が多数存在し、どれもかけがえのない貴重な地域資源となっている。一方で、後継者不足による保存継承が難しくなっており、圏域全体で団体同士のネットワーク化を図り、保存継承を支援していく。

(f) 高等教育機関との連携

a 取組内容

出雲市と公立大学法人島根県立大学、国立大学法人島根大学とは、それぞれ連携協定を締結している。これらの高等教育機関との間で、様々な市民公開講座の共同実施や、講師、学生の派遣による出前講座を開講するなど、圏域内における高等教育機関としての機能を発揮できる体制づくりを圏域全体で協力し、推進する。

島根県立大学出雲キャンパスに四年制の看護学部が設置されることに伴い、圏域の医療環境の向上や、医療従事者の人材確保などを一層進めていく。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、2つの高等教育機関のそれぞれの特色や研究成果を活用し、市民の健康づくりをはじめ、様々な分野にわたり公開講座を開講していく。また、児童生徒の理科学習施設としての「出雲科学館」と連携・協力を図りながら、「子ども科学学園」や「科学の祭典」を実施し、児童生徒の学力の向上にも努めていく。

さらに、出雲市から高等教育機関の学生に対して、圏域の企業説明会などへの参加を働きかけ、定住促進に努めていく。

- (b) 出雲地域以外の地域においては、2つの高等教育機関からの講師の派遣により、中学校等においてウィークエンドスクールを開催するなどそれぞれの地域に応じた研修や教室を実施していく。

また、看護系学生の地域における活動として、在宅看護実習や介護保険施

設での実習としてそれぞれの地域に出向き、学生の能力の向上を図るとともに、地域特性に適合した高齢者福祉の向上を図る。

## エ 産業振興

### (7) 企業誘致

#### a 取組内容

出雲市東部工業団地など既存の工業団地及び空き工場など低・未利用地への企業立地を図るとともに、新たな企業進出に備え、斐川中央工業団地の整備に向けた検討を行う。また、企業間ビジネスマッチングの推進等による既存企業の事業拡張を促進するとともに、中心市街地へのソフト産業等の集積を促進することにより、地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。

#### b 機能分担

(a) 出雲地域においては、長浜中核工業団地の空き工場をはじめとした低・未利用地への製造業等の立地及び既存企業の事業拡張を促進することにより、地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。

また、中心市街地においては、空きビルや低・未利用地を活用したソフト産業等の集積を図るとともに、新たな産業創出と賑わいのあるまちづくりに向け、若者が全国から集う専門学校・各種学校等の誘致を促進する。

(b) 平田地域においては、東部工業団地や河下臨海工業団地への企業立地や、鋳物関連製造業をはじめとした既存企業の事業拡張を促進し、地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。

(c) 多伎地域においては、多伎工業団地をはじめとした既存企業の事業拡張を促進し、地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。

(d) 佐田地域、湖陵地域及び大社地域においては、既存企業の事業拡張を促進し、地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。

(e) 斐川地域においては、電子部品・機械関連等の大手メーカーの工場集積や企業化支援センター・貸工場を中心とした企業の創業支援等を維持・拡大するとともに、新たな企業進出による雇用機会の更なる増大を図るため、斐川中央工業団地の整備に向けた検討を行う。

### (i) 中心市街地活性化

#### a 取組内容

中心市街地への都市機能の集約や、空き店舗への出店補助などにより、地域の活性化を図る。また、まちづくりの将来像の具現化に向け、「中核都市拠点地区」においては、中心市街地の活性化に関する法律に基づく活性化基本計画、「東部都市拠点地区」においては、独自の活性化計画の策定についてそれぞれ取り組む。

#### b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、出雲市駅を中心とする地域を広域的な中核都市拠点と位置づけ、小売・商業サービス、情報ビジネス、行政サービス、宿泊、都市型居住、医療・福祉、文化、高度教育等の様々な高次都市機能の集積を図る。
- (b) 平田地域においては、中核都市拠点に次ぐ副次都市拠点と位置づけ、小売・商業サービス、行政サービス、都市型居住、医療・福祉、観光機能等がコンパクトに集積し、地域の生活をはじめ都市の発展を支える拠点形成を図る。
- (c) 出雲地域及び平田地域以外の地域においては、海・山などの豊かな自然環境や観光資源を生かした産業振興を図るとともに、それらと調和のとれた定住促進を図る。

(7) 新エネルギー利用促進

a 取組内容

化石燃料に依存しない低炭素社会の確立と地域産業の振興を目的として、風力、バイオマス、太陽光などの地域資源を活用した新エネルギーの利用及び関連産業の創出を促すとともに、次世代エネルギーとして注目されている水素を活用した新産業の創出を図る。また、新エネルギーの学習、展示機能をもたせた出雲科学館及び学習や展示機能をもつ風の子楽習館などのサテライト施設並びに既存の新エネルギー製造等施設を連携させ、市民への普及啓発活動等情報発信を行う。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、農林産物、食品廃棄物を中心としたバイオマス資源を供給するとともに、住宅、公共施設、民間事業者における新エネルギーの利用拡大と新エネルギー関連企業の立地促進を図る。また、出雲エネルギーセンターで廃棄物発電を行うほか、出雲科学館を中心施設として市民への新エネルギー普及啓発活動を行う。
- (b) 平田地域においては、農産物、食品廃棄物を中心としたバイオマス資源を供給するとともに、住宅、公共施設、民間事業者における新エネルギーの利用拡大と新エネルギー関連企業の立地促進を図る。また、出雲BDF製造プラントでのバイオディーゼル燃料製造を行うほか、民間事業者による新出雲風力発電所での発電及び出雲バイオマスエネルギープラントでの木質バイオマスを活用した水素製造・発電の実証研究を行う。さらに、十六島風車公園において市民への新エネルギー普及啓発活動を行う。
- (c) 佐田地域においては、農林産物を中心としたバイオマス資源を供給するとともに、住宅、公共施設、民間事業者における新エネルギーの利用拡大と新エネルギー関連企業の立地促進を図る。
- (d) 多伎地域においては、農林産物を中心としたバイオマス資源を供給するとともに、住宅、公共施設、民間事業者における新エネルギーの利用拡大と新



エネルギー関連企業の立地促進を図る。また、キララトゥーリマキ風力発電所で風力発電を行うほか、風の子楽習館、道の駅キララ多伎等において市民への新エネルギー普及啓発活動を行う。

(e) 湖陵地域、大社地域においては、農産物、食品廃棄物を中心としたバイオマス資源を供給するとともに、住宅、公共施設、民間事業者における新エネルギーの利用拡大と新エネルギー関連企業の立地促進を図る。

(f) 斐川地域においては、農産物、食品廃棄物を中心としたバイオマス資源を供給するとともに、住宅、公共施設、民間事業者による新エネルギーの普及拡大と新エネルギー関連企業の立地促進を図る。また、BDF製造プラントでのバイオディーゼル燃料製造を行うほか、環境学習センターにおいて市民への新エネルギー普及啓発活動を行う。

#### (エ) 観光振興

##### a 取組内容

「出雲」の全国的な知名度、豊かな歴史・文化資源、自然資源を最大限に生かすため、観光拠点の整備とネットワーク化により、国内外から多くの観光客が訪れる神話観光大国を創造し、交流人口 1,000 万人の実現をめざす。

##### b 機能分担

(a) 出雲地域においては、多くの古代遺跡が集積しており、出雲弥生の森博物館を拠点として、古代出雲の文化、史跡、文化財の情報提供や資料の保存に努めることで、歴史・文化の継承と発展に寄与し、歴史空間としてのグレードを高めるとともに、南部にある県立自然公園内の交流型体験施設整備を進める。

(b) 平田地域においては、歴史的景観を有する木綿街道の修景整備を進めるとともに、宍道湖の豊かな自然を生かした親水性豊かな水辺空間の保全・活用に努め、日本海側では全国最大規模の風力発電施設の観光的活用を進める。

(c) 佐田地域においては、緑豊かな森林、温泉を活用した癒しの空間の整備を図る。

(d) 多伎地域においては、海浜リゾート的なエリアを形成しており、豊かな保養・海洋レジャー空間の整備に努め、癒しと健康づくりのゾーンとして整備を図る。

(e) 湖陵地域においては、日本海の海岸線と自然豊かな神西湖を生かし、国民宿舎など水辺空間の整備を図る。

(f) 大社地域においては、出雲大社周辺を歴史・文化のシンボル空間と位置づけ、関連の道路や街なみ環境の整備を図り、まち歩きにふさわしい歴史回廊を整備し、神話観光大国出雲の中心地としての求心力を高める。また、日御碕などの豊かな海岸線を生かした保養・海洋レジャー空間の整備を図る。

(g) 斐川地域においては、荒神谷遺跡に代表される歴史文化遺産や出雲地方独

特の築地松と散居景観を生かした観光地づくりを推進する。また、チューリップ、2000年ハス、ヒマワリ、シクラメンといった斐川の花を生かした地域振興を図り、特色ある産品開発と連携した取組を推進する。

(オ) 農林水産業の振興

a 取組内容

農業については、平成21年の農地制度の見直し、平成23年度からの「戸別所得補償制度」の本格導入など、農政の大転換を迎える中、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、その実現に向けて各種施策を集中的かつ重点的に実施する。米、畜産、特産については、地域ブランド化を進めるため、市、県、JAが一体となって、販路拡大と通年出荷体制の確立をめざす。

林業については、人工林の保育・間伐の推進と天然生林の保全・管理等に加え、山地災害及び森林病虫害等被害の防止対策を推進し、森林資源の保全に努める。また、林業従事者の育成や森林組合等の関係機関との協力の下で適切な森林施業を展開する。

水産業については、地域ブランド、地域特性を生かした漁業の振興と放流事業などによる資源維持・増大を図る。また、水産基盤の整備を行い、生産性の向上を図るとともに、安全で住みよい漁村環境の形成に努める。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、水稻のほか、ぶどう、産直野菜、アスパラガス、菌床しいたけ、花き、乳用牛、肉用牛などの主要品目を中心に生産基盤整備、施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

(b) 平田地域においては、水稻のほか、柿、ブロッコリー、青ネギ、茶、乳用牛、肉用牛、鶏、十六島のり、アマダイ、しじみなどの主要品目を中心に生産基盤整備、施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

(c) 佐田地域においては、水稻のほか、産直野菜、乳用牛、繁殖牛、林産物などの主要品目を中心に生産基盤整備、施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

(d) 多伎地域においては、いちじく、ブリなどの主要品目を中心に生産基盤整備、施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

(e) 湖陵地域においては、水稻のほか、かんしょ（西浜いも）、豚、サワラ、しじみなどの主要品目を中心に生産基盤整備、施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

(f) 大社地域においては、ぶどう、ブリなどの主要品目を中心に生産基盤整備、

施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

- (g) 斐川地域においては、水稻のほか、麦、大豆、ハトムギ、たまねぎ、キャベツ、トマト、青ねぎ、しじみなどの主要品目を中心に、施設整備、後継者育成により、生産拡大、生産技術向上、産地確立に取り組む。

## オ ライフラインの整備

### (ア) 水道の整備・統合

#### a 取組内容

全ての地域において水道水の安定供給は欠くことのできない重要な機能であり、「出雲市水道ビジョン」において『安心、安全な水道水の安定供給』を将来像として掲げ、水源や取水量の確保、浄水施設の改良によるクリプトスポリジウム対策や水質の改善、耐震化、停電やテロ等の緊急時対策、老朽施設の更新、配水システムの向上、中央監視機能の充実、水道未普及地域の解消等に取り組む。

また、これに併せ簡易水道の統合整備や上水道事業への経営統合等を推進し、さらに、災害等の緊急時における給水機能充実のため、給水拠点の追加整備や給水機器の追加配備等を行う。

#### b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、浄水施設の改良や配水施設の整備、老朽施設の更新等を行い、水質の改善、安定給水能力の向上等を図る。
- (b) 平田地域においては、一部を県水道用水供給事業からの受水に水源転換し、これに必要な水道施設の整備、老朽施設の更新、水道未普及地域解消事業等を行い、安定給水能力の向上、給水区域の拡大等を図る。
- (c) 佐田地域においては、浄水施設の改良や老朽施設の更新等を行い、水質の改善、安定給水能力の向上等を図る。
- (d) 多伎地域においては、老朽施設の更新等を行い、安定給水能力の向上等を図る。
- (e) 湖陵地域においては、上水道から全ての給水を行うよう水源転換し、これに必要な水道施設の整備、老朽施設の更新等を行い、水質の改善、安定給水能力の向上等を図る。
- (f) 大社地域においては、老朽施設の更新や水道未普及地域解消事業等を行い、安定給水能力の向上、給水区域の拡大等を図る。
- (g) 斐川地域においては、浄水施設の改良や配水施設の整備、老朽施設の更新、水源転換等を行い、水質の改善、安定給水能力の向上等を図る。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

## ア 地域公共交通

### (7) 公共交通機能の充実

#### a 取組内容

身近な移動手段としてのバス交通については、圏域の一体性や公平性、また、利便性向上の観点から見直しを図り、高齢者や児童生徒をはじめとする市民の通院、通学、買い物及び観光客ニーズの利便の確保・充実に努める。

一畑電車については、出雲・松江両圏域を宍道湖北岸でつなぐ観光振興の要となる重要な公共交通機関であるとともに、貴重な生活路線であることから、事業者の更なる経営努力と国・県・沿線市の適切な支援により、路線の維持・充実に努める。

また、JR、一畑電車、路線バスなど地域間を結ぶ基幹交通の充実や、それらと各地域内を運行するバスとの乗り継ぎの向上を図り、圏域内の交通システムの構築に努める。

#### b 機能分担

(a) 出雲地域においては、JR出雲市駅及び一畑電鉄出雲市駅を中心に、地域間を結ぶ基幹路線バスや廃止路線代替バスが運行しており、JRや一畑電鉄と結節するこれらの路線の維持・充実に努める。

(b) 出雲地域以外の地域においては、従来から運行されているバス等が地域内の主要施設を結んでおり、これらと基幹交通との乗り継ぎの向上等路線の維持・充実に努める。

## イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備

### (7) 携帯電話不感地域の解消

#### a 取組内容

携帯電話の急速な普及により、通話できることが当たり前となった現在、地形的な事情から圏域内に点在する通話できない区域の解消に向けた取組を進め、定住促進の観点からも圏域内における通信格差の是正に努める。

#### b 機能分担

(a) 出雲地域においては、通信事業者の協力を得ながら、移動通信用鉄塔整備事業等の手法により、点在する携帯電話が利用できない区域の解消をめざす。

(b) 出雲地域以外の地域においては、通信事業者の協力を得ながら、移動通信用鉄塔整備事業等の手法により、点在する携帯電話が利用できない区域の解消をめざす。

### (i) 防災ネットワークの構築

#### a 取組内容

防災ネットワークについては、旧2市5町の各地域を主たるベースとして、既存の通信手段を引き続き活用していくとともに、エリアメール等携帯電話を

媒体とした通信手段を活用した防災ネットワークの構築を図る。

また、老朽化等に伴う防災行政無線の更新に当たっては、中心地域に所在する本庁舎に親局を、支所に遠隔操作局を設置するとともに、避難所や被災地などとの双方向通信の機能も付与させるシステムの構築を図る。

今後、新たな通信手段の構築に当たっては、圏域をカバーすること、地域間格差が生じないこと等に配慮した防災ネットワークの実現を図っていく。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、既存の有線系媒体を活用しながら、防災行政無線やコミュニティFMを活用した整備を進める。

(b) 平田地域、湖陵地域、大社地域及び斐川地域においては、既存の有線系媒体を活用しながら、防災行政無線やコミュニティFMを活用した整備を進める。

(c) 佐田地域及び多伎地域においては、既存の有線系媒体を活用しながら、防災行政無線の媒体を活用した整備を進める。

ウ 道路等の交通インフラ整備

(7) 高速道路等の整備促進

a 取組内容

広域交通網の主軸となる山陰自動車道と、山陰自動車道とともに宍道湖・中海圏域の8の字ルートを形成する地域高規格道路境港出雲道路の整備を促進し、他圏域との交流の拡大を図る。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、山陰自動車道出雲インターチェンジ以西への早期延伸を関係機関に強く働きかけるとともに、地域高規格道路境港出雲道路のうち、一般国道431号東林木バイパスについて、早期全線開通（暫定計画）及び一般県道矢尾今市線以西の整備区間指定を促進する。

(b) 平田地域においては、地域高規格道路境港出雲道路の地域内ルートの早期決定、事業着手に向けて取組を進める。

(c) 多伎地域及び湖陵地域においては、事業中の「多伎・朝山道路」の整備促進、平成21年3月に事業化された「出雲・湖陵道路」の早期着工に向け、関係機関への連携・協力を図るとともに、計画路線である湖陵・多伎間の早期事業化を求める取組を進め、圏域全区間の早期完成をめざす。

(i) 基幹道路の整備促進

a 取組内容

圏域内外交流の基盤となる基幹道路ネットワークを形成する国道9号をはじめとする国道や県道の整備を促進し、慢性的な渋滞の解消や交通安全対策による各地域間の移動時間の短縮を図る。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、山陰自動車道出雲インターチェンジの供用に伴う交通量の増大や広域圏交流に対応するため、国道9号、184号、431号や、主要地方道出雲三刀屋線などの主要県道の道路機能充実を促進する。
- (b) 出雲地域以外の地域においては、出雲地域へのアクセス道となる国道9号、184号、431号、主要地方道大社日御碕線、一般県道斐川上島線など主要県道の道路機能充実を促進する。

(ウ) 生活幹線道路の整備

a 取組内容

圏域内各地域間の交流促進や圏域の一体的かつ均衡ある発展を図るため、幹線市道の整備を推進するとともに、街路整備の推進により都市機能の充実を図る。

また、生活環境道路改良事業により、生活に密着した道路整備を計画的に推進し、快適な住環境の創出を図る。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、都市計画道路出雲市駅前矢尾線や都市計画道路上成新町線・下沢高西線外2線などの街路事業を推進し、中心地域としての都市機能の充実を図る。  
また、国道・県道及び学校等の公共施設並びに地域・集落を連絡する幹線市道の整備を進め、安全で利便性の高い道路網の構築を図る。
- (b) 出雲地域以外の地域においては、幹線市道及び街路の整備を促進するとともに、生活に密着した道路整備を行い、基幹道路との円滑な接続を推進し、快適な住環境の創出を図る。

エ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 農水商工連携による地産地消の推進

a 取組内容

圏域内の農林水産物等の地域資源を最大限に活用するため、農林水産業者と企業等との商談会や研究会の開催等について支援し、農水商工連携による新商品開発や販路拡大を促進し、地産地消の推進を図る。

また、野菜農家等との連携による植物工場などの新たな取組を支援するとともに、新たな産業としての誘致を図る。

さらに、安全安心の食を中心とした地域づくりの取組を進め、地域製品のブランド化・圏域内外への積極的なPRを推進する。

b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、地元製品の最大消費地としての役割を果たすとともに、既に農商工連携事業により開発された「ぶどう」を利用した加工食品の

販路拡大や、更なる新商品の開発等を図る。

また、空き工場などの未利用施設を活用した植物工場などの新たな取組について推進する。

- (b) 平田地域においては、既に農商工連携事業により開発された「西条柿」を利用した加工食品の販路拡大を図るとともに、特産の「十六島のり」や魚介類等の豊富な水産物を利用した加工食品の開発等を図る。

また、空き工場などの未利用施設を活用した植物工場などの新たな取組について推進する。

- (c) 多伎地域においては、既に農商工連携事業により開発された「いちじく」を利用した加工食品の販路拡大を図るとともに、更なる新商品の開発や水産物の活用を図る。

- (d) 佐田地域においては、間伐材による木質ペレット等のバイオマス利活用を推進する。また「菌床椎茸」を活用した新たな加工食品の開発等を図る。

- (e) 湖陵地域においては、特産の「西浜いも」を利用した焼酎や加工食品等について販路拡大を図るとともに、砂丘地で栽培した農作物を活用した新商品の開発を図る。

- (f) 大社地域においては、「ぶどう」を利用したワイン等の加工品の販路拡大を図るとともに、今後、整備予定の水産物産地市場において水産加工品等の普及・PRを推進することにより地産地消を促進する。

- (g) 斐川地域においては、既にブランドとして位置づけられている「出西しょうが」や「ひまわり」、「ハトムギ」等の農産物を活用した加工品の販路拡大や商品開発を進めるとともに、宍道湖の水産資源や新たな農産品等を活用した加工品の開発を図る。

## オ 地域内外の住民との交流・移住促進

### (ア) 定住施策の充実

#### a 取組内容

UIターン促進を図るため、ワンストップサービスで行う相談窓口（定住支援センター）を設置し、総合的な定住情報を提供するとともに、各種施策によりUIターン希望者のニーズに対応した支援を行う。

また、県外等へのPR活動として、インターネットによる情報提供（ホームページの充実）、マスコミへの情報提供、専門雑誌等への記事掲載、出身者会を通じたPR活動、東京・大阪・広島で開催される定住関連イベントへの出展（相談会）を行い、定住促進を図る。

#### b 機能分担

- (a) 出雲地域においては、UIターン希望者に対して、住宅の建築又はリフォームにおいて必要な費用の一部を助成する事業や無料職業紹介（ジョブ・ス

テーション出雲)などを行うことにより、定住促進と地域経済の活性化を図る。

- (b) 出雲地域以外の地域においては、UIターン希望者に対して、住宅の建築又はリフォームにおいて必要な費用の一部を助成する事業や、定住を促進するため、田舎暮らし体験事業、産業体験事業や短期滞在支援事業などを通して、受入体制の充実を図る。

(i) 空き家の利活用

a 取組内容

圏域内の定住を促進するため、空き家を借り上げ改修し、定住希望者に貸し出す空き家活用事業や、空き家を紹介する空き家バンク制度により空き家の利活用を図る。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、いずも空き家バンクにより、UIターン希望者から要望の多い一戸建て賃貸住宅を主とした空き家の情報提供を行い、定住促進と地域の活性化を図る。

(b) 出雲地域以外の地域においては、いずも空き家バンクにより情報提供を行うとともに、過疎・中山間地域等の集落の空き家を借り上げ、定住希望者向けの住宅として整備することにより、田舎暮らしに関心のある定住希望者の住宅確保と人口減少や高齢化が進む集落の活性化を図る。

(ii) 安全安心なまちづくり

a 取組内容

自然災害はもとより、多様化・凶悪化する犯罪、頻発する交通事故や火災等の事故、健康侵害、テロ、感染症、環境汚染、原子力災害等の市民生活上の脅威に対し、自助、互助、公助の精神の下、市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等の協働の取組により、安全安心な地域社会の構築をめざす。

特に、市民の生命、財産を脅かす自然災害に対し地域防災力の向上を図るため、各地区の実情に応じて各地区対策本部の組織体制を更に強化・充実させるとともに、市と各地区災害対策本部のネットワークを強化していく。

b 機能分担

(a) 出雲地域においては、市役所本庁舎、各コミュニティセンター、出雲警察署及び出雲地区交通防犯協会等の関係機関を通じ、災害等への迅速できめ細かい対応を実施していく。

(b) 出雲地域以外の地域においては、市役所支所、各コミュニティセンター及び広域交番等の関係機関を通じた災害等への対応を実施していくとともに、本庁舎等への連絡体制の強化を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野



## ア 宣言中心市等における人材の育成

### (7) 市民協働の推進

#### a 取組内容

圏域の様々な課題を解決して、より住みやすいまちづくりを推進するには、市民や市民団体と行政が対等な立場でそれぞれの特性を生かした協働による取組が期待されており、地域課題に対応できる新たな人材の発掘、育成及び活用を図るため、自治組織、ボランティア団体、NPO団体などの活動支援と地域間の連携強化への全市的なネットワークの構築を図る。

#### b 機能分担

(a) 出雲地域においては、出雲市総合ボランティアセンターや出雲市男女共同参画センターなどを拠点として、ボランティア団体をはじめ、様々な市民活動団体の支援や人材育成に取り組むとともに、市民と行政との協働のあり方を検討する。

(b) 出雲地域以外の地域においては、地域のコミュニティセンター等を拠点として、地域でこれまで培われた人づくり、まちづくりのノウハウを圏域に生かせるような連携強化のしくみづくりに取り組む。

### (4) 生涯学習の推進

#### a 取組内容

環境問題、健康、医療、男女共同参画、人権問題、情報化、地域づくりや食育など現代的課題をはじめ、生まれ育つ地域を良く知り、郷土を愛し、誇りを持つことができるよう、歴史文化、地域資源など広範な領域を題材にして、生涯学習の推進を図る。

#### b 機能分担

(a) 出雲地域においては、出雲市生涯学習講座を核として、市民の生涯学習意欲に応え、市民が抱える課題への対応を図るため、学習機会を提供するとともに、各分野における指導者の育成を進める。また、歴史文化、地域資源を後世に引き継ぐことができる体制整備を図る。

(b) 出雲地域以外の地域においては、地域のコミュニティセンター等を地域の人づくり・まちづくりを行う総合的な拠点としての役割を果たすべく、地域特性を考慮した地域交流活動拠点としての機能を生かしつつ、地域の文化・スポーツ・生涯学習活動支援の総合的、一体的な推進を図る。また、地域の特性や課題を踏まえた地域住民の自主企画事業を支援していく。

## イ その他

上記アに掲げるもののほか、地域に密着した農商工各分野における人材育成・後継者育成など圏域内のマネジメントを担う人材育成に係る取組を行う。

(その他)

第5条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。